

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会意見書

提出委員名： 佐野 昇

障がい者総合福祉法（仮称）制定までの間において当面必要な対策について

3年後に障害者自立支援法が廃止されて、その後の障がい者総合福祉法が発効することが予定されています。その内容については、これから障がい者制度改革推進会議の下で総合福祉部会が開催され、議論されていきます。しかし、多くの障害者団体は3年後まで待てないとして、現行障害者自立支援法の改正を要求しています。国会としても、障害の定義見直や新しい支援施策の策定についてはまだ時間がかかるものと思いますが、それまでの間現行障害者自立支援法で実施できる内容について、考えたい。※なお「当該対策と障がい者総合福祉法（仮称）との関連についても、可能な限り言及してください」とありますが、そもそも障がい者総合福祉法（仮称）については政府からは何も示されていないので言及しようがない。

「障がい者総合福祉法（仮称）制定までの間において当面必要な対策について」

1.早急に要約筆記者養成・研修事業の実施要綱の通達とともに指導者養成事業の実施をお願いします。障害者自立支援法地域生活支援事業の実施要綱では、要約筆記者の派遣事業がありますが、養成研修事業がありません。要約筆記技術、対人援助、権利擁護の理解など専門性の持った要約筆記者の養成は喫緊の課題です。平成18年度実態調査結果でも要約筆記の利用者は3割となっています。

2.補聴器給付事業が自立支援給付になっていますが、自己負担が年金生活者等、低所得者の負担になり、申請しない難聴者が多いです。本人所得で年間収入 300 万円以下の聴覚障害者に補聴器の給付が受けられるようにしてください。また、補聴器のデジタル化に合わせた、交付額の増額をお願いしたい。また、国の障害児者実態調査においても、コミュニケーション方法に占める聴覚補償(補聴器や人工内耳)の比率が7割と高率です。機器の進歩や装用効果が拡大していることの証左です。

しかし、認定基準は、元のまま半世紀以上前に策定されたままです。この影響は、特に若年・学齢期後に障害を持った場合には、社会生活上、非常に大きなハンディであり本人にとっても社会にとっても大きな損失となっています。また、当事者にとっては、聞こえないことから、学校、職場、家庭、地域の中で孤立を深めています。せめて、認定の基準を現行70dB 以上を 40dB 以上に変更いただきたい。

※最近対象者の拡大が図られ(補装具費支給事務取扱指針の一部改正について:平成22年3月31日)がさらに拡大を求める。

3.コミュニケーション支援事業の要約筆記者派遣、手話通訳者派遣の範囲は冠婚葬祭、聴覚障害者団体の主催する集まり等、市町村社会参加促進事業の奉仕員派遣事業等で開始された時から、市町村でまちまちです。本来障害者自立支援法制定時に聴覚障害者の社会参加と権利擁護のために派遣範囲を大幅にすべきでした。派遣範囲を拡充するための実施要綱を通知してください。

4.コミュニケーション支援事業の派遣範囲を広域的(市区町村間、都道府県間)派遣ができるよう実施要綱を通達してください。複数の自治体(市区町村)に居住する聴覚障害者の集まる場への広域派遣は都道府県による派遣事業としてください。

5.難聴者、中途失聴者対象手話講習会、読話講習会、補聴器装用講座等を自立支援給付事業として実施してください。通常この種の講習会は社会参加促進事業の予算の流用などで実施されていると思われませんが、個別給付事業でも集団学習する形で要求するものです。身体障害者訓練施設における訓練等給付がこうした形をとっている。

6.難聴者、中途失聴者への相談支援事業の充実を図ってください。難聴者、中途失聴者は聴覚と人間関係に関わる障害であり、またその聞こえや失聴の経過や原因も様々であることから、身体的(聴覚)、心理的、社会的支援には各分野の知識、支援技術等専門的対応が求められます。これらの専門性を持った相談支援事業の体制を確立すること、支援従事者の養成、研修事業の充実が求められます。

7.聴覚障害者情報提供施設事業について

要約筆記者養成・研修・派遣事業の都道府県や政令指定都市における中核的な担い手機関である情報提供施設の全都道府県への早期設置と中途失聴者や難聴者のコミュニケーションニーズに対応できる人材の配置と運営を進めてください。特に運営費の増額をお願いしたい。

8.補聴器選定や装用、訓練等に関わる相談支援事業について

補聴器の選定や装用、訓練に関わる人材は耳鼻咽喉科補聴器相談医や認定補聴器技能者の常駐する認定補聴器専門店がある。これを更に進めて、認定補聴器技能者の国家資格化を進め、医師と連携した補聴器供給に関する業務を担う人材と位置づけ、聴覚障害者情報提供施設や国のリハビリテーション機関とも相携えて補聴器技能者、言語聴覚士、医師、臨床心理士、装用当事者、要約筆記者、手話通訳者等、聴覚障害に関する総合的な相談窓口を国、都道府県に設置整備する必要がある。